

くらしの安心情報

情報ファイル NO.157

平成 27 年 8 月 10 日

「火災保険が使える」という住宅修理サービスのトラブルにご注意ください！！

相談内容

【相談者 60代 女性】

「屋根の修理が無料でできる」というチラシを見ました。火災保険を利用することで修理代が無料になると書いてあるのですが、本当に可能でしょうか…。

対処方法

「火災保険金の範囲内で、屋根などを修理するから自己負担はない！」など「無料」を強調した消費者勧誘(電話や訪問、折込チラシなど)について、全国の消費生活センターに多くの相談が寄せられています。

中には、「工事内容があいまいなまま強引に工事を進められた」や「解約しようとしたら高額な解約料を請求された」といったトラブルも生じています。

- ・ 火災保険の目的は、自然災害によって発生した損害を補てんするもので、工事しても費用が必ず保険でまかなわれるとは限りませんし、保険金の申請代行に関するトラブルに発展する可能性もあります。
- ・ わからない場合は、契約する前に保険会社や保険代理店に相談してください。
- ・ 住宅修理をする場合は、複数の業者から見積もりをとって、工事内容や契約内容を慎重に検討してから契約しましょう。
- ・ 訪問販売や電話勧誘販売で住宅修理サービス等を契約した場合、8日間はクーリング・オフできます。また、法定の書面が渡されていない場合等には、8日間を過ぎてもクーリング・オフできます。
- ・ 詳しくは、日本損害保険協会 <http://www.sonpo.or.jp> 国民生活センター <http://www.kokusen.go.jp> へ。
- ・ 少しでも不安を感じたら、すぐにお近くの市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

本当ならお願いしたいけど信用できるかしら？



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890